

- 収入が減少した世帯への賃貸住宅の家賃の支給制度 -

住居確保給付金のご案内

金沢市から家主さん（不動産会社等）に、一定期間、家賃相当額を支給します。

※支給期間：原則3ヶ月（最長9ヶ月）

【家賃支給上限額】

◆単身世帯	: 月 3.3万円	◆6人世帯	: 月 4.6万円
◆2人世帯	: 月 4.0万円	◆7人世帯	: 月 5.1万円
◆3～5人世帯	: 月 4.3万円		

<対 象> 以下の1～3全てにあてはまる方が対象となります。

1. 主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が離職・廃業と同程度まで減少している方

※離婚等により、主たる生計維持者となった場合も含まれます。

※自営業者等、雇用契約によらない就業形態の方も対象となります。

2. 申請月の世帯収入および金融資産が以下の（1）（2）の条件を満たす方

（1）世帯収入額（申請月の収入）の合計額が次の表の「③収入基準上限額」以下である。

（2）金融資産（預貯金額等）が次の表の「④金融資産額」以下である。

<基準額等：金沢市>

（単位：円）

世帯人数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯
①家賃支給上限額	33,000	40,000	43,000	43,000	43,000	46,000	51,000
②基準額	81,000	124,000	159,000	197,000	235,000	273,000	310,000
③収入基準上限額（①+②）	114,000	164,000	202,000	240,000	278,000	319,000	361,000
④金融資産額	486,000	744,000	954,000	1,000,000			

※ 支給額の上限は、世帯人数に応じ、上の表の「①家賃支給上限額」までとなります。

※ 世帯収入額が上の表の「②基準額」を超える場合は、以下の計算式により、支給額を計算します。（ただし、世帯収入額が「③収入基準上限額」を超える場合は、支給対象外となります。）

<計算式>

④実際の家賃額 + ②「②基準額」 - ③世帯収入額 = 支給額（※上限あり）

（例）1人世帯で④実際の家賃額が40,000円、③世帯収入額が90,000円の場合、

④40,000円 + ②81,000 - ③90,000円 = 31,000円（支給額）

（裏面へ）

3. 誠実かつ熱心に求職活動等を行うこと

住居確保給付金の受給期間中、次の求職活動等を行うことが要件となります。

1. 離職、廃業、収入減少（被雇用者）の要件

- ① 月4回以上、自立相談支援機関の面談等の支援を受ける
- ② 月2回以上、ハローワークで職業相談等を受ける
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受ける

2. 自営業者の要件

- ① 月4回以上、自立相談支援機関の面談等の支援を受ける
- ② 原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける
- ③ 経営相談先の助言のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、計画に基づく活動を行う。

※ 経営相談先（よろず支援拠点、商工会議所、商工会等）における「事前相談」で、経営相談等が自立の促進に資すると判断された方に限ります。

< 住居確保給付金 よくある質問 >

Q 支給金額に敷金や共益費、駐車場代は含まれますか。

家賃に駐車場代が含まれる賃貸契約の場合は、合計額が家賃として取り扱われますか。

A 敷金・共益費・駐車場代等は含まれません。家賃額のみが支給の対象になります。

Q 児童手当、児童扶養手当、子のアルバイト収入などは世帯収入として計算されますか。

A 児童手当、児童扶養手当等各種手当、貸与型・給付型奨学金等は、収入には含まれません。また、22歳以下の大学等に就学中の子の収入も含まれません。

Q 自営業者は、必ず経営相談先の助言に基づいた活動をしなければなりませんか。

A ハローワークでの求職活動を選択することもできます。また、自営業の立て直しを希望しても、経営相談先がハローワークで求職申込をする方が望ましいと判断した場合は、求職活動を行っていただく場合もあります。

Q 郵送での申請はできますか。

A 申請は面談での受付となります。離職や収入減少の状況、収入・資産要件等の聞き取りをおこない、制度の対象となるか確認します。まずは、下記の連絡先にお電話でご相談ください。

※暴力団員が属する世帯は申請できません。

【相談・申請受付】 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会

〒920-0864 金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館

電話076-231-3720 午前9時から午後5時まで（土日祝日除く）

ファックス076-231-3560 ホームページ：<http://www.kana-syakyo.jp/>